

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1月22日) (月曜日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 議案第 1 号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について	6
日程第 4 議案第 2 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	6
日程第 5 議案第 3 号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について	6
日程第 6 議案第 4 号鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に関する協議について	6
日程第 7 議案第 5 号鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	6
日程第 8 議案第 6 号鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に関する協議について	6
日程第 9 議案第 7 号鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	6
日程第 10 議案第 8 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に関する協議について	6
日程第 11 議案第 9 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	6
日程第 12 議案第 10 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議について	6
日程第 13 議案第 11 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	6
日程第 14 議案第 12 号鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	7
日程第 15 議案第 13 号鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	7
宮路市長提案理由説明	7

樋渡市民福祉部長	9
益満総務企画部長	10
池満 渉君	12
宮路市長	12
梶 康博君	13
宮路市長	13
坂口ルリ子さん	13
宮路市長	14
閉 会	14

平成19年第1回（1月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
1月22日	月	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第 1 号	薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について
議案第 2 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
議案第 3 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について
議案第 4 号	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に関する協議について
議案第 5 号	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第 6 号	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に関する協議について
議案第 7 号	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第 8 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に関する協議について
議案第 9 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第10号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議について
議案第11号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第12号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
議案第13号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

第 1 号 (1 月 22 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 号 薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について
日程第 4	議案第 2 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 5	議案第 3 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について
日程第 6	議案第 4 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に関する協議について
日程第 7	議案第 5 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第 8	議案第 6 号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に関する協議について
日程第 9	議案第 7 号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第 10	議案第 8 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に関する協議について
日程第 11	議案第 9 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第 12	議案第 10 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議について
日程第 13	議案第 11 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第 14	議案第 12 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
日程第 15	議案第 13 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

本会議（1月22日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥蘭正名君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時30分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成19年第1回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、畠中實弘君、地頭所貞視君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

△日程第3 議案第1号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について

△日程第4 議案第2号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退

職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

△日程第5 議案第3号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について

△日程第6 議案第4号鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に関する協議について

△日程第7 議案第5号鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

△日程第8 議案第6号鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に関する協議について

△日程第9 議案第7号鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

△日程第10 議案第8号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に関する協議について

△日程第11 議案第9号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

△日程第12 議案第10号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議について

△日程第13 議案第11号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議につ

いて

△日程第14 議案第12号鹿児島市
町村交通災害共済組合の
解散に関する協議につ
いて

△日程第15 議案第13号鹿児島市
町村交通災害共済組合の
解散に伴う財産処分に
関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第1号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議についてから、日程第15、議案第13号鹿児島市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分にに関する協議についてまでの13件を一括議題とします。

お諮りします。13件につきましては、関連がありますので、市長から提案理由の説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。13件について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び薩南衛生処理組合の共同処理する事務の変更並びに薩南衛生処理組合の規約の変更に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から薩南衛生処理組合及び枕崎地区衛生管理組合の一部、南さつま市のごみ処理事務並びに川辺町のごみ処理及び火葬の事務を再編し、新たに南薩地区衛生管理組合を設置することに伴い、薩南衛生処

理組合規約を変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

内容につきましては、後ほど市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第2号は、鹿児島市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島市町村職員退職手当組合、鹿児島市町村自治会館管理組合、鹿児島市町村消防補償等組合、鹿児島市町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島市町村交通災害共済組合及び鹿児島離島緊急医療対策組合の7組合を統合し、鹿児島市町村職員退職手当組合を除く解散する6組合の事務を鹿児島市町村職員退職手当組合の名称変更される鹿児島市町村総合事務組合が継承することとしたいので、同日鹿児島市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から4団体を脱退させ、18団体を加入させ、共同処理する事務を変更して、組合規約を変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第3号は、鹿児島市町村職員退職手当組合の財産処分にに関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島市町村総合事務組合が設立されることに伴い、同日から鹿児島市町村自治会館管理組合、鹿児島市町村消防補償等組合、鹿児島市町村非常勤職員公務災害補償等組合及び鹿児島市町村交通災害共済組合が、鹿児島市町村職

員退職手当組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第4号は、鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島県市町村自治会館管理組合の鹿児島県市町村自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村自治会館管理組合が行っている事務の共同処理については、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合において行うことにしたいので、同日から鹿児島県市町村自治会館管理組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第5号は、鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村自治会館管理組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議をしたいので提案するものであります。

次に、議案第6号は、鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から、鹿児島県市町村消防補償等組合など鹿児島県市町村自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村消防補償等組合が行っている事務の共同処理について、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合について行うことにしたいので、同日から鹿児島県市町村消防補償等組合を解散することについて地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提

案するものであります。

次に、議案第7号は、鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第8号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合など鹿児島県市町村自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合が行っている事務の共同処理については、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合について行うことにしたいので、同日から鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議をしたいので提案するものであります。

次に、議案第9号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議をしたいので提案するものであります。

次に、議案第10号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合など鹿児島県市町村自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合

が行っている事務の共同処理については、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合において行うことにしたいので、同日から鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することについて地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第11号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第12号は、鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から鹿児島県市町村交通災害共済組合など、鹿児島県市町村自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、鹿児島県市町村交通災害共済組合が行っている事務の共同処理については、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合において行うことにしたいので、同日から鹿児島県市町村交通災害共済組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

次に、議案第13号は、鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議したいので提案するものであります。

以上、12件の内容につきましては、総務

企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ただいま議題となっておりますうち、議案第1号につきまして補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

規約について説明を申し上げます。平成19年4月1日から薩南衛生処理組合枕崎地区衛生管理組合の事務及び南さつま市のごみ処理事務並びに川辺町のごみ処理及び火葬の事務の再編を図るため、新たに南薩地区衛生管理組合が設置されることに伴いまして、薩南衛生処理組合規約の全部を改正し、南薩地区衛生管理組合規約とするものでございます。この規約は、17条の本則と3項の附則で構成されております。

第1条は、名称で、南薩地区衛生管理組合とするものです。

第2条は、組合を組織する地方公共団体で、枕崎市、日置市、南さつま市、知覧町、川辺町の5市町で組織するものです。

第3条は、共同処理する事務で、共同処理する事務ごとに市町の区域を定めておりまして、日置市は、吹上地域のし尿処理等や火葬場の事務が関係します。

第4条は、事務所の位置、第5条は、組合議会の組織及び議員の選挙の方法で、組合議会の議員の定数は13人とし、市町ごとの区分に応じ、関係市町の議会が当該市町議会の議員のうちからそれぞれ選挙することとし、第6条で組合議員の任期は関係市町の議会の議員の任期としています。

第7条は、補欠選挙、第8条は、議長及び副議長、第9条は、組合議会の招集、第10条は、特別議決となっております。

第11条は、管理者及び副管理者で、管理者は南さつま市の南さつま市長の職にある者、副管理者は南さつま市の市民福祉部に関する事務を担当する副市長の職務にある者を充て

ることとしています。

第12条は、管理者及び副管理者の任期で、南さつま市におけるそれぞれの職の任期となっております。

第13条は、職務権限、第14条は、事務局の設置及び職員で、職員の定数は、組合のうち条例で定めることにし、第15条は監査委員で、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとしています。

また、任期は、識見の方は4年、組合議員のうちから選任された方は組合議員の任期としております。

第16条は、経費支弁方法、第17条は、地方自治の準用規定でございます。

また、附則として、第1項は、施行期日で、平成19年4月1日より施行することとし、第2条で事務の承継、第3項で経過措置を定めております。

以上で補足説明を終わります。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、私の方で議案第2号から議案13号までを補足説明させていただきます。

議案に入りますまでに、これまでの検討結果等を若干説明させていただきます。

市町村総合事務組合設立の検討につきましては、現在、自治会館内に事務局を置く一部事務組合は、共同処理する事務ごとにそれぞれ七つの組合が設置されまして、それぞれの事務事業を個々に行っているところでございますが、今回の市町村合併によりまして、今後もこのような事業をそれぞれで継続することは極めて困難な情勢になってきたわけでございます。そういうことで、自治会館管理組合を含めました七つの一部事務組合を一元化して、市町村総合事務組合を設立して、組合ごとの事務の簡素合理化ということとか、経費の節減とか、事務局体制の強化によりまして、より質の高い事務の共同処理が可能であ

ること。それから、組合の財政状況の把握等が容易になると。このようなことから、一部市町村の総合事務組合の設立の検討がなされまして、今回4月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

議案第2号でございますが、別紙によりまして説明をさせていただきます。

別紙の前に、共同処理する事務につきましては、記以下で非常勤の職員の退職手当の支給に関する事務から13号まで離島関係の緊急患者発生医療従事者に関する保障まで13の項目を共同処理するものでございます。

提案理由につきましては、市長が申し述べたとおりでございます。

それでは、別紙でございますが、別紙につきましては、鹿児島縣市町村総合事務組規約ということで、これにつきましては、七つの一部事務組合をとりあえず鹿児島縣市町村職員手当、職員退職手当組規約に、これに全部統合いたしまして、これを名称変更して規約改正、共同処理する事業の内容変更をするものでございます。そういうことで、退職手当組合の規約の全部改正をうたったものでございます。

この改正の規約につきましては、第1章から第5章までなっております、第1条から第15条までで構成されております。

まず、第1章の総則、第1条でございますが、組合の名称につきましては、鹿児島縣市町村総合事務組合（以下、組合）というものでございます。

第2条で、組合を組織する地方公共団体でございますが、別表第1に掲げます市町村一部事務組合及び広域連合をもって組織するものでございます。

2枚あけていただきますと、別表1で第2条関係を県内すべての49市町村、それから、47の組合広域連合、合計96団体で組

織するものでございます。

第3条が、組合の共同処理する事務でございまして、別表第2の右の欄に掲げる市町村で、それぞれするものでございます。別表第2につきましては、第1の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務につきましては、45市町村と38の組合、合計83の団体で共同処理するものでございます。

1枚あけていただきますと、消防組織法から第7の消防組織法の非常勤消防団員の退職報奨金の支給に関する事務まででございます。これにつきましては、41市町村で行います。

それから、第8から第9の市町村の地方公務災害補償関係から公立学校の学校費、これにつきましては47の市町村と45の組合、合計92団体で共同処理するものでございます。

次に、1枚あけていただきますと、交通災害共済に関する事務につきましては、40の市町村で共同処理いたします。

それから、11番目の鹿児島県市町村自治会館の管理運営に関する事務につきましては、49すべての市町村で共同処理いたします。

それから、12、13につきましては、離島関係の21市町村、日置市は入っておりませんが、離島関係の21市町村で共同処理するものでございます。

それから、第4条関係で組合事務所の位置でございますが、組合事務所は、鹿児島市鴨池新町7番4号鹿児島県市町村自治会館内に置くものでございます。

次に、第5章、第2章からは議会でございしますが、議会に組合の議会の議員の定数は20人とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を選出するというところで、市町村市の町の職にある者5名、町村の町の職にある者5名、市の議会の議長の職にある者5名、町村の議会の議長の職にある者5名ということで20名でございます。

それから、第6条関係では、組合議員の任期及び失職をうたっております。

第7条が、議長及び副議長でございます。

第8条が、特別議決でございます。

それから、第3章が執行機関、第9条で管理者及び副管理者をうたっております。

第10条が、管理者及び副管理者の任期及び失職、第11条で事務局の設置及び職員ということで職員の定数は条例で定めるものでございます。

第12条が、監査委員でございます。監査委員を2人置くというものでございます。

第4章が組合の経費でございまして、第13条で経費の支弁方法をうたっております。

第5章、第14条で、加入及び脱退に伴う負担金の取り扱い、第15条でその他、この規約の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日が平成19年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項で、事務の承継につきましてはうたっております。

第3が、経過措置でございます。4につきましてもお目通しをいただきたいと思っております。

次に、議案第3号でございますが、市町村退職手当組合の財産処分に関する協議でございまして、これにつきましては別紙をお開きいただきますと、平成19年4月1日から鹿児島県市町村自治会館管理組合以下交通災害まででございまして、鹿児島県市町村退職手当組合から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定によります財産処分を定めてございます。これにつきましては、4月1日において鹿児島県市町村退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させていくという協議書でございます。

次に、議案第4号でございますが、これにつきましては、自治会館の管理組合の解散に関する協議でございます。提案理由につきま

しては、一緒でございます。

次に、議案第5号が同じく自治会館の管理組合の解散に伴う財産処分でございます。財産処分については、別紙についても同様の趣旨でございます。

議案第6号が、市町村の消防補償等組合の解散に関する決議、協議、提案理由につきましてはこれまでと同様でございます。

次に、議案第7号は、消防補償等組合の解散に伴います財産処分でございます。別紙も同様の趣旨でございます。

第8条につきましては、非常勤職員の公務災害補償等組合の解散関係でございます。

第9号につきましては、非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分でございます。別紙も同様でございます。

議案第10号は、市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に関する協議でございます。

議案第11号は、同じく財産処分の協議でございます。

第12号は、交通災害共済組合の解散に関する協議でございます。

第13号は、同じく財産処分に関する協議でございます。

以上、第2号から13号までよろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

これから13件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。議案1号と2号から13号までをちょっと分けてというか、そういうような形になると思いますが、議案1号の薩南衛生処理組合の件ですが、なぜこのような統合といえますか、になったのか、その理由をもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

その他の議案のところでは、市町村合併によりというようなこともございましたけれども、なぜそうなったのかといえますと、つま

り消防組合などは、きのうの新聞にも載っておりましたけれども、今後広域化をしていくというような動きもありましたけれども、今回のことについて、そのことをお尋ねします。

それから、施設といえますか、それぞれが持っておる現在の施設は、そのまま残るんでしょうか、どうなんでしょうか。その運用についてはどうかということです。

そして、もう一つは、昨年12月議会でも一部負担金等が出ましたけれども自治体への影響ですね。日置市への特に負担金やら財政的な影響が、この組合が変更されることによってどうなるのかということであります。

そしてもう一つは、そのことによって市民の皆さんへの影響はどうかということ、この四つについてお尋ねをいたします。

それから、議案2号から13号のところでも同じようになりますけれども、これらの組合をいわゆる合併といえますか、統合をして、経費の節減を図って充実をしていくという説明でございましたけれども、それぞれにあった職員などについては、どのような削減というんでしょうかどうなんでしょうか。整理をされるのか、そこ辺の予定はどうかということをお伺いします。

それから、同じく自治体の負担などについてはどう変わっていくのかということをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

議案1号の方の説明を、補足申し上げたいと思っております。

今回この南薩地区におきます一部事務組合の再編ということでございまして、私ども日置市にとっては旧吹上町におきますこの衛生処理組合と火葬場、この2件でございましたけど、特に、南薩地区、枕崎市、南さつま市、また川辺、知覧、こういう構成町になるというふうになっております。特に、管理部門におきまして、この経費を削減しようというの

が一番大きなねらいでございまして、今回、南薩地区につきましては、この衛生組合と消防、これも事務的な統合をやっていくという基本的な考え方でございます。

また、施設については、まだ当分の間それぞれの施設は現状のまま維持管理をしていくという考え方でございます。

また、私ども自治体に対します影響ということでございますけど、これだけ統合するわけでございますけど、今まで管理部門に出しておりました経費というのが私ども日置市にとっても削減をされるということでございます。

また、ほかの2号から13号につきます職員のことでございますけど、この組合につきましては、基本的に今、町村会の職員が手分けして、本来の仕事を持ちながら兼務でやっておったということでございますので、その職員の削減ということにはならないというふうに思っております。

また、経費につきましても、これだけの共通経費がございましたので、その経費がこれだけ一本化する。特に、議会がそれぞれ部門に議会がありまして、そういう経常的な経費も削減されるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺いますが、議案2号の構成団体のことで伺いますけれども、過去においてこういった県の組織の中においては鹿児島市が大まかには抜けておった経緯があるような気がしておりますが、今回の見直しでも管理組合に関する事務については鹿児島市が加入するということになっておるようですけれども、その他の事務については、これまでどおり加入共同処理の事務がなされるようにはなっていないようなんですけれども、そういったことにかかわる経過と、それから、鹿児島市の

こういった事務処理、共同事務処理をしない中での鹿児島市の運営負担のことについての内容については、どのようになっておったのか、伺いしたいと思っておりますけど。

○市長（宮路高光君）

今回の再編につきましては、基本的には、旧町村会におきます事務の整理の中におきまして、特に、町村同士で市に昇格したところ、編入合併して市になったと、そのようないろんな合併におきまして再編があった事実の中におきまして、基本的にそれぞれの今まで事務に入っておりました組合の中におきます構成町は入るわけでございますけど、ご指摘のとおり鹿児島市——鹿児島市につきましては、退職手当、また交通災害もろもろにつきましても、今まで独自にやってきておりました。基本的には、自治会館の設立管理運営につきましては、鹿児島市も今まで入っておりましたので、この管理運営につきましては入りましても、基本的には鹿児島市、大変たくさん職員数、またいろんな経費的なものにつきまして、独自でも運営されておりましたので、鹿児島市がそれぞれまた新たに入ってくるということはないというような基本的な考え方を持っております、この運営上の財政的な負担につきまして、鹿児島市が入るか入らないかでもそれだけ大きな財政的な私ども自治体にとっての差異というのはないというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

全議案、何号と言いませんけれども、この時期に鹿児島県下議会で——臨時議会でこの案が取り上げられて、こんな臨時議会が開かれてるのか、それが1点。

もう一つ、メリット面は聞きましたけれども、デメリットというのは何かないのか、これが2点。

3点目。今96あった市町村が49になったわけですが、今後今始良町とか屋久町とか、川辺、知覧とか、まだ今後合併が進みますが、最終的に県はどこまで持って行って、それが出てくるたびにまたこんな議案が出てくるのか、3点だけ質問いたします。

○市長（宮路高光君）

この議案につきましては、12月議会で可決してる町村もございますし、また、それぞれ3月の間におきまして、それぞれの各市町村長が議決を随時していくというふうに思っております。

また、デメリットということがございますけど、基本的には、このことについて直接的市民とどうこうという部分がございますので、間接的にこの市の職員、市を通してこの組合にいきますので、大きなそのデメリットというのは私は出てこない。要するに、この組合の事務経費を削っていくというのが大きなものがございますので、それだけ私どもの市町村から少しでも事務経費が少なくなるということは大変ありがたいことですので、このような事務の統合というのをやってきたというふうに思っております。

3番目の、今後それぞれの市町村合併におきまして、また構成が変わってきたときにおきましては、また、それぞれの市町村にこの議案を組合構成が変わったときは提案して議決をしていかなければならないという、そういう手順になっていくというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第13号までの13件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから13件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから13件を採決します。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第13号までの13件は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで閉会いたします。

午前11時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 畠中 實弘

日置市議会議員 地頭所 貞視